

四 三 二 一 行 二 令 ○
發用振の法發号名成件一年六府務
行等替條律行稱二等年号資省告
方法項及の及十を年十一第調示
法のび根び一一次一年五月五達第
法適そ拠記年之月五達第

百九十六号
務取扱規則（平成十一年大蔵省
第十一年度規則）に基づき、平成
元日に発行した政府短期証券の發
行日より告示する。
二月九日
財務大臣 藤井裕久
国庫短期証券（第六十五回）

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万 九 千 三 千 七 百 八 百 百 五 十 一 十 一 元 億 四 千 三 百 七 十	四 千 二 兆 千 百 八 百 五 兆 千 三 百 八 十 三 百 三 十 五 億	五 各 当 も 各 申 て の 込 か 込 み 。 ら み 。 そ の う 札 行 一 と い う 。
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 九 面 万 面 千 金 万 金 額 円 額 で で 四 五 千 兆 三 百 八 百 十 三 億 三 十 五 億	額 九 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 を 囲 別 割 内 参 り に 加 額 募 當 お 者 を 申 応 申 応 り い	価 格 競 争 入 札 發 行 — と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 一 年 十 一 月 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 そ が 月 き の 銀 行 五 翌 行 五 営 休 日	日 額 償 当 た 本 面 還 た だ し 行 額 を と 、 百 支 き 償 二 円 払 は 還 に う 、 期 二 つ 。 そ が 月 き の 銀 行 五 翌 行 五 営 休 日	平 成 二 十 一 年 十 一 月 九 日	十 額 募 五 面 金 格 七 額 厘 百 五 円 毛 に つ き 九 十 九 円 九	十 額 五 面 金 格 七 額 厘 百 五 円 上 に そ き 九 十 九 円 九	十 額 五 面 金 格 七 額 厘 百 五 円 一 月 一 月 九 日	十 額 五 面 金 格 七 額 厘 百 五 円 一 月 一 月 九 日
受 け た 者		業 業 日 日		に に		に に	に に

の 額 の 記 載 整 数 又 は の 記 錄 額 は に 、 最 低 も 額 の 面 と 金